○ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、 設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老企第45号老人保健福祉局企画課長通知) (抄)

(変更点は下線部)

改 正 前 改 正 後 第一・第二 (略) 第一·第二 (略) 第三 人員に関する基準・設備に関する基準 第三 人員に関する基準・設備に関する基準 $1 \sim 3$ (略) $1 \sim 3$ (略) 4 用語の定義 4 用語の定義 (1) • (2) (略) (1) • (2) (略) (3) 「常勤」 (3) 「常勤」 当該指定介護療養型医療施設における勤務時間が、当該施設に 当該指定介護療養型医療施設における勤務時間が、当該施設に おいて定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間 おいて 定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間 に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とす に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とす る。)に達していることをいうものである。当該施設に併設され る。)に達していることをいうものである。ただし、育児休業、 る事業所の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われ 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平 ることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに 成3年法律第76号) 第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮 係る勤務時間数の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達し 措置が講じられている者については、入院患者の処遇に支障がな ていれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、 い体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が 勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。 指定介護療養型医療施設と指定通所リハビリテーション事業所が 併設されている場合、指定介護療養型医療施設の管理者と指定通 また、当該施設に併設される事業所の職務であって、当該施設 所リハビリテーション事業所の管理者を兼務している者は、その の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられる 勤務時間数の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満 ものについては、それぞれに係る勤務時間数の合計が常勤の従業 者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすもの たすこととなる。 であることとする。例えば、指定介護療養型医療施設と指定通所 リハビリテーション事業所が併設されている場合、指定介護療養 型医療施設の管理者と指定通所リハビリテーション事業所の管理 者を兼務している者は、その勤務時間数の合計が所定の時間数に 達していれば、常勤要件を満たすこととなる。 (4) • (5) (略) (4) • (5) (略) 第四 運営に関する基準 第四 運営に関する基準 $1 \sim 7$ (略) $1 \sim 7$ (略)

8 利用料等の受領

8 利用料等の受領

(1) 基準省令第12条第1項は、指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスとして提供される指定介護療養施設サービスについての患者負担として、法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用(食事の提供に要する費用、入院に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除いて算定。)の額の1割(法第50条又は第69条の規定の適用により保険給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものである。

 $(2)\sim(4)$ (略)

 $9 \sim 30$ (略)

第五 (略)

(1) 基準省令第12条第1項は、指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスとして提供される指定介護療養施設サービスについての患者負担として、法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用(食事の提供に要する費用、入院に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除いて算定。)の額の1割<u>又は2割</u>(法第50条又は第69条の規定の適用により保険給付の率が9割<u>又は8割</u>でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものである。

 $(2)\sim(4)$ (略)

 $9 \sim 30$ (略)

第五 (略)